

座間市シンボルマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や市民団体（以下「市民等」という。）が座間市のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2条 シンボルマークは、市民の連帯意識の高揚を図るものとし、座間市のまちづくりのシンボルとして市民等が市民活動の場等において、利用するものでなければならない。

(使用者の範囲)

第3条 シンボルマークを使用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1)市民

(2)市民団体

(3)その他市長が適当と認める者

(使用手続)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、シンボルマーク使用申込書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、シンボルマーク使用承認書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(使用承認の取消)

第6条 市長は、前条の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1)使用承認条件に違反したとき

(2)使用の申込みに虚偽又は不正があったとき

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。